



柏環廃第825号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住所 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号

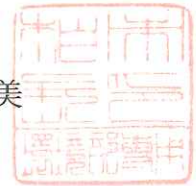
株式会社丸幸

氏名 代表取締役 渡 邊 均

令和7年1月28日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年3月10日

柏市長 太 田 和 美



記

許 可 番 号	収 第 2 0 号
許 可 の 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
許 可 期 限	令和 9 年 3 月 3 1 日
事 業 の 範 囲	1 旧柏地域（平成17年3月27日における本市の区域に相当する区域をいう。）の事業所において事業活動により生じた一般廃棄物及び同地域で臨時又は多量に発生した一般廃棄物の収集及び運搬とする。 2 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬とする。
一般廃棄物の種類	ごみ
事 業 の 区 分	収集及び運搬
積替え及び保管の有 無	無
許 可 条 件	1 一般廃棄物の処分の場所は、南部クリーンセンター、北部クリーンセンター又は市長があらかじめ定めるものとする。 2 積替え・保管施設を有する場合は、法令の基準を遵守すること。 3 収集又は運搬車両は、市長が適当と認める車両とする。 4 市長の指示及び上記の記載事項を遵守できない場合には、許可を取り消すものとする。
備 考	上記、許可条件3の車両更新時には、低公害車とするよう努めること。